

(財)女性のためのアジア平和国民基金

# 第55回理事会

平成13年10月

## 第55回理事会次第

平成13年10月17日（水）午後6時～

グランドアーク 半蔵門 3F ボール

### 1. 定足数報告

### 2. 議事録署名人選出

### 3. 議 題

- (1) 役員の人事（評議員の選出、運営審議会委員の推薦）
- (2) 償い事業終了に係る諸課題の扱い、並びに関連事業及び  
基金ニュースの企画〔運営審議会の結果〕

### 4. 懇 談

償い事業終了後のアジア女性基金の在り方（意見交換）

### 5. そ の 他

## 資 料

|                          | ページ |
|--------------------------|-----|
| 役員の人事                    | 1   |
| 募金の現況                    | 10  |
| 債い事業終了に向けての関連事業スケジュール（案） | 11  |
| 債い事業終了と「基金ニュース」に関する企画    | 12  |
| 基金ニュース（案）                | 13  |

13.10.17 理事会

労働団体推薦の基金役員の交代について

|                       | 辞任者  | 就任者(案) |
|-----------------------|------|--------|
| 理事(評議員会で選任)           |      |        |
| 全日本自治団体労働組合(自治労)      | 福山真劫 | 岡部謙治   |
| 日本労働組合総連合会(連合)        | 笹森清  | 草野忠義   |
| 評議員(理事会で選出・理事長委嘱)     |      |        |
| 日本労働組合総連合会(連合)        | 高島順子 | 林誠子    |
| 運営審議会委員(理事会の推薦・理事長委嘱) |      |        |
| 全日本自治団体労働組合(自治労)      | 笠見猛  | 山口茂記   |

(任期満了はいつでも平成15年 3月31日)

13. 10. 17 (理事会)

現在の募金状況

募金キャンペーン2000(12. 9. 1 ~ 13. 10. 16)

(概算募金額)

政府等及び各省庁関係職域

3, 988万円

都道府県等地方公共団体職域

1, 337万円

主要労働団体

1, 495万円

一般国民等

3, 179万円

計 9, 999万円

(参考)

寄付金総額収支状況

|              | 収入総累計     | 支出総累計           | 差引残高      |
|--------------|-----------|-----------------|-----------|
| 12年8月末       | 4億4,826万円 | 3億4,000万円(170人) | 1億0,826万円 |
| <hr/>        |           |                 |           |
| 13. 10. 16現在 | 5億4,825万円 | 3億7,600万円(188人) | 1億7,225万円 |

2001年10月17日

## 償い事業終了と「基金ニュース」に関する企画について

「償い事業」終了時期を迎えるにあたって、「基金ニュース」では、特集（NO.20、NO.21）を組み、アジア女性基金の「償い事業」の報告と総括を行いたい。それに伴い、基金内部の合意が必要だと思われるため、運営審議会において、配布先の追加、「基金ニュース」（NO.20、NO.21）の発行月を含め、以下の点についてご検討願いたい。

なお、基金事務局では、「基金ニュース」を毎年2回（10月、2月）発行し、償い事業と尊厳事業の告知と報告を行ってきた。配布先は、拠金者（個人、法人）、国、自治体などの関係機関、国会議員、マスコミ、諸団体など、18,000部。

### 〔協議事項〕

特集で何を伝えたいか

#### ●NO.20 ——特集1——

「償い事業の終了時期を迎えて」

- ①当事者の声
- ②理事・運営委員・呼びかけ人などの声
- ③各国の償い事業支援者の声
- ④NGO・国連関係者・マスコミからの声

#### ●NO.21 ——特集2——

「償い事業の終了時期を終えて」

##### ① 総括

- ・なぜ基金ができたか（背景・仕組み）
- ・「償い事業」の意味
- ・「償い事業」についての評価（成果、問題点等）
- ・当事者にとってどうであったのか
- ・日本の国にとって、日本の国民にとってどういう意味があったのか
- ・国際社会からの評価
- ・外部評価

##### ②各国の償い事業報告

# 基金ニュース（案）

2001年10月17日

| 号数    | 時期           | 構成                                                                                                                                                | 方法      |
|-------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| NO.18 | 2001年<br>10月 | ●「21世紀に伝えたいこと」                                                                                                                                    | ・インタビュー |
|       |              | ●上半期 ・募金状況<br>・償い事業報告（ラウンドテーブル等）<br>・女性尊厳事業報告（広報・国際会議・セミナー等）                                                                                      |         |
|       |              | ●償い事業申請終了の時期にきたことを告知                                                                                                                              | ・表      |
| NO.19 | 2002年<br>2月  | ●「国民の皆さんに呼びかけたかったこと」                                                                                                                              | ・インタビュー |
|       |              | ●下半期 ・募金状況<br>・償い事業報告（事業報告会等）<br>・女性尊厳事業報告（広報・国際会議・セミナー等）                                                                                         |         |
| NO.20 | 2002年<br>5月  | ——特集Ⅰ——                                                                                                                                           |         |
|       |              | ●「償い事業の終了時期を迎えて」                                                                                                                                  |         |
|       |              | ●当事者の声                                                                                                                                            |         |
|       |              | ●支援者の声                                                                                                                                            |         |
|       |              | ●拠金者に募金のお礼報告                                                                                                                                      |         |
| NO.21 | 2002年<br>10月 | ●上半期 ・募金状況<br>・償い事業計画（事業報告会等）<br>・女性尊厳事業計画（広報・国際会議・セミナー等）                                                                                         |         |
|       |              | ——特集Ⅱ——                                                                                                                                           |         |
|       |              | ●「償い事業を終えて」                                                                                                                                       |         |
|       |              | ① 総括<br>・なぜ基金ができたか（背景・仕組み）<br>・「償い事業」の意味<br>・「償い事業」についての評価（成果、問題点等）<br>・当事者にとってどうであったのか<br>・日本の国にとって、日本の国民にとってどういう意味があったのか<br>・国際社会からの評価<br>・外部評価 |         |
|       |              | ②各国の償い事業報告                                                                                                                                        |         |
|       |              | ●国からの報告                                                                                                                                           |         |
|       |              | ●拠金者に募金の終了通知<br>・募金状況（募金総額）<br>・終了の時期                                                                                                             |         |
|       |              | ●上半期 ・女性尊厳事業報告（広報・国際会議・セミナー等）<br>●下半期 ・女性尊厳事業計画（広報・国際会議・セミナー等）                                                                                    |         |

## 関係資料

### 戦後補償ネットワークFAX

1-4

新聞切り抜き

### 「慰安婦」・戦後問題関連

5-7

新聞切り抜き

### 女性・人権問題関連

8-18

新聞切り抜き

### AWF関連

19-22

# 戦後補償実現！FAX速報 №355 2001.10.13

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-18-301

FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217 URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm

受信料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 E-mail: cfrtyo@aol.com

## ◆東京高裁「サンフランシスコ平和条約で全賠償請求権を無条件放棄」とオランダ元捕虜・抑留者訴訟請求棄却

10月11日東京高裁(麻生重機裁判長)は元「慰安婦」を含むオランダ人元捕虜・民間抑留者8人(内2人は故人)が戦争中日本軍によって受けた虐待に対し1人当たり2万2千米ドル(約260万円)の補償を求めた訴訟(94年1月提訴、98年11月1審東京地裁は国際法違反の事実を認定、個人請求権なしと棄却。本紙246号参照)の控訴審の判決を言い渡し、原告の請求を棄却した。判決はハーグ条約3条は個人請求権を認めていないとし、また「サンフランシスコ平和条約14条bですべての賠償請求権は無条件放棄された」との判断を示した。控訴審の争点はハーグ条約3条で、サンフランシスコ平和条約は主要な論点ではなかった。当初昨年末に結審が見込まれていたが、今年2月に国側が予備的主張として米国での訴訟に提出した日本政府意見書のコピーを提出し、「放棄したのは外交保護権だけ」とする従来の政府見解を変えて「全請求権放棄」論を展開、原告側弁護団がこれに全面的に反論し、3月には参院外務委員会で田英夫議員が政府見解を再確認するなどのやりとりがあった。判決文は、戦争にいたる経過についてもかなりナショナルスティックな歴史観を展開し、戦後日本が在外資産を放棄・分配した経緯等を数字を挙げて詳述。「前例のない、苛酷ともいえる条件を受け入れ、誠実にその履行を果たした」などと述べた上で、先月の米連邦地裁ウォーカー判決(本紙353号参照)を引用し、「至言」と賞賛。「個人の将来における直接請求を肯認すると、国際的緊張に繋がることも懸念される」という奇異な論理で「戦争被害の賠償は個人に出訴権が与えられず、講和条約の交渉にゆだねられている」と結論付けた。旧連合国の元捕虜が原告の訴訟で高裁での判断は初めて。麻生裁判長は判決要旨を読み上げた後、「この判決がサンフランシスコ平和条約14条を判断した最初の判例」と強調した。

原告で対日道義補償請求財団法律顧問のジェラルド・ユングスラガーさん(74)は「非論理的な判決で失望した。裁判所は個人の被害を考慮していない」と批判、同財団会長代行のバーレンド・コーエン医師も「失望と悲しみを感じる。もちろん上告する」と語った。原告側代理人の新美隆弁護団長は「政府をチェックすべき司法がこんな政治的なメッセージを出すとは」と驚きを語り、鈴木五十三弁護士は「国際人道法を理解しない裁判所が主観的な戦争観に基づいて出した判断。国際人道法違反と一般の戦争被害を混同し、米国に日本政府が出した意見書に同調して米連邦地裁判決をすばらしいという異例な政治的判決だ」と批判した。個人の請求権について従来の政府見解をも踏み越えた判断で、日本の裁判所が日米政府、米連邦裁と連携して個人の請求権全否定に動く構図となってきた。米国訴訟の悪影響を受けた最初の判例となった。(10/11時事・共同・NHK・朝日・読売・産経夕刊、12毎日・Japan Times)

## ◆韓国国会に「日帝下強制動員被害真相究明法案」提出。小泉訪韓に反対・牽制の動きも

12日韓国の国会に金元雄議員らが「日帝下強制動員被害真相究明に関する特別法案」を提出した。法案は、「日帝下強制動員被害の真相を究明し、歴史の真実を明らかにし、平和増進に役立てること」を目的としたもので、調査対象は満州事変から太平洋戦争に至る時期

に日本によって強制動員された軍人・軍属・労務者・軍慰安婦などの被害者・遺族。大統領の下に独立した「日帝下強制動員被害者真相究明委員会」を設け、委員長・委員は大統領が任命する。真相調査や政策提言などのほか、慰霊事業、資料館・博物館も政府が基金を拠出し別途財団法人を設立して行う。33条からなり、調査協力を拒否した際の罰則規定も含まれている。当初18日頃の提出予定だったが、小泉首相の訪韓決定にともない繰り上げて提出された。小泉訪韓後の韓国社会の反応と機運次第で、早期に成立する可能性もありそう。

一方、小泉首相の訪韓に対し、閔釜裁判を支援する会などとの交流のため来日していた太平洋戦争韓国人犠牲者遺族会の金景錫(キム・ギョンス)会長(75)は10日福岡で「過去の戦争行為や靖国参拝への公式謝罪ぬきの訪韓は認められない。謝罪なしに訪韓すれば、謝罪のないままの天皇訪韓の布石となり、絶対認められない」と述べ、小泉首相訪韓に反対するとともに「米軍の同時テロ報復攻撃支援のための自衛隊の海外派遣にも反対する」と表明した。13日朝には永田町の首相官邸前で反対の意思表示を行った。また訪韓に反対の韓国野党ハンナラ党は13日寺田駐韓日本大使に書簡を送り、教科書問題での謝罪や北方海域でのサンマ漁禁止撤回などがない場合、韓国国会訪問を実力阻止すると通告した。(各紙、ICR)

◆小泉首相日帰り訪中。盧溝橋などで「お詫び」「哀悼」「反省」語るが、中国側は懸念表明

8日小泉首相は就任以来初めて中国を日帰りで訪問、盧溝橋や抗日戦争記念館を訪れ、江沢民国家主席、朱鎔基首相と会い、「お詫び」「哀悼」「反省」「不戦の決意」を連発した。事前に中国側から求められていたもので、日本の首相の盧溝橋訪問は95年の村山首相以来。「侵略によって犠牲になった中国の人々」という表現で加害者責任を認め、「侵略の犠牲者にお詫びした」とされる。相手国を特定しなかった95年の「村山談話」より一歩前進と中国側は受け止めた。問題の靖国参拝について当初外務省は「一切話題にならず」と説明していたが、その後9日の参院予算委員会で小泉首相が「不戦の誓いと戦没者への哀悼の意を表すために参拝した」と江主席に説明したことを明らかにし、また中国側報道に促されて外務省も一転して江主席も「靖国神社にはA級戦犯が祭られており、日本の指導者が参拝すれば重大な結果になる」と発言したことを認めた。朱首相も靖国・教科書問題について「この解決を最重視しなければ、日中関係を根本的に改善できない」と述べ、強い懸念を伝えるとともに「歴史問題で議論が起きている時に自衛隊の活動範囲を広げることはアジア諸国の大きな懸念を呼ぶ可能性がある。ぜひ慎重に考えて欲しい」と注文した。(10/9-11各紙から)

■<案内>ジュネーブ 国連人権小委員会・社会権委員会・ダバフ人種差別反対世界会議報告会

10月16日(火)19:00、国立・中1丁目集会所(JR国立駅徒歩2分)、報告＝前田朗(東京造形大教授)、主催＝「女性と人権」くにたち市民の会T042-576-5905(武田)

■<案内>10・24「戦時性的強制被害者問題解決促進法」の早期制定を求める院内集会

10月24日(水)13:00、参議院議員会館第5会議室(永田町)、発言＝王清峰(台湾)、崔鳳泰(韓国)、B・フィッシャー(米国)、土屋公敏弁護士他、呼びかけ＝強制連行全国ネット・「戦時性的強制被害者問題解決促進法」の立法を求める連絡会議T03-3262-6646、F03-3237-0287。

(\*12:15～12:50日比谷公園霞門<弁護士会館向い>集合・国会まで請願デモも予定)

【裁判情報】●10月23日(火)11:30日鉄供託金裁判第5回公判、東京地裁606号。

●10月23日(火)13:30台湾元「慰安婦」第9回公判(原告本人尋問)、東京地裁627号。

●10月24日(水)16:00郭貴勲さん被害者援護法裁判控訴審第1回公判、大阪高裁72号。

◆[追加情報]350号で紹介した国連社会権規約委員会の最終所見の原文はインターネット([www.unhcr.ch/rbs/doc.nsf/\(Symbol\)/9bb9f457c14f7994c1256abc002e3896?OpenDocument](http://www.unhcr.ch/rbs/doc.nsf/(Symbol)/9bb9f457c14f7994c1256abc002e3896?OpenDocument))で読める。

## ＜懇談会のご案内＞

# 在外被爆者にも被爆者援護法の適用を！

## —被爆者援護法訴訟原告・郭貴勲さんを囲んで—

6月1日に大阪地裁は在外被爆者にも被爆者援護法を適用するよう厚生省や大阪府に命じる判決を下しましたが、国と大阪府は大阪高裁に控訴しました。他方、坂口厚生労働相は識者らからなる「在外被爆者に関する検討会」を設けて法改正も含めた検討に入っています。裁判の原告の郭貴勲(かく・きん)さんを囲んで在外被爆者問題について意見・情報交換する懇談会を下記のとおり持ちたいと思います。

どなたでも参加できます。お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

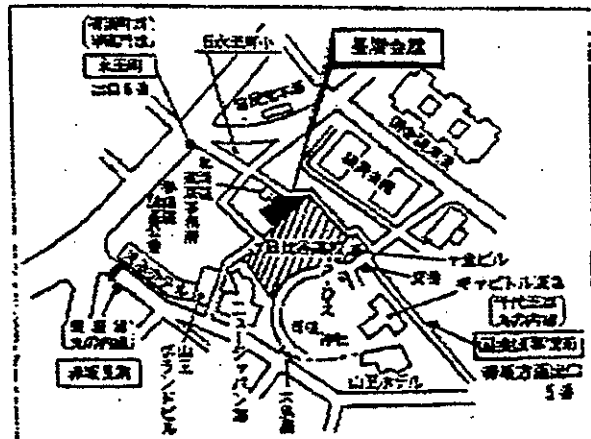
■日時：10月25日(木) 午後6時半から9時まで(開場6時)

■会場：星陵会館・C会議室(1F)

(地下鉄「永田町」下車6番出口前、

千代田区永田町2-16-2、Tel03-3581-5650)

＊郭貴勲さん大阪高裁控訴書が始まります。  
第1回口頭弁論：10月24日(水)16:00から大阪高裁72号法廷。ぜひ傍聴にお越し下さい。  
詳しくは、T/F06-6854-7308 韓国の原爆被爆者を支援する会(市場)へお問合せを。



■内容：大阪高裁被爆者援護法訴訟原告郭貴勲さんのお話と懇談

＊当初10月5日を予定していましたが変更になりましたので、ご注意下さい。

■会場費：500円

■主催：戦後補償実現！日本＝南北コリア・ネットワーク

■共催：戦後補償ネットワーク＋リドレス国際キャンペーン(ICR)

■連絡先：Tel. 03(3237)0217・070(5102)9994 Fax. 03(3237)0287

# 「新しい戦争」の前に「先の戦争」の清算を！ 日本政府は国連・ILO勧告の履行を！ 10/24 戦後補償総行動

昼休み  
国会請願  
行動へ

10月8日、米はアフガニスタンへの空爆を開始し、報復戦争を本格化させました。

私たちは、テロで亡くなった方々に心から哀悼の意を表すると共に、報復戦争にも強く反対します。小泉首相は、同時テロの犠牲者への悲しみに乗じて、憲法の枠をはるかに越え、この報復戦争への加担を行なおうとしています。

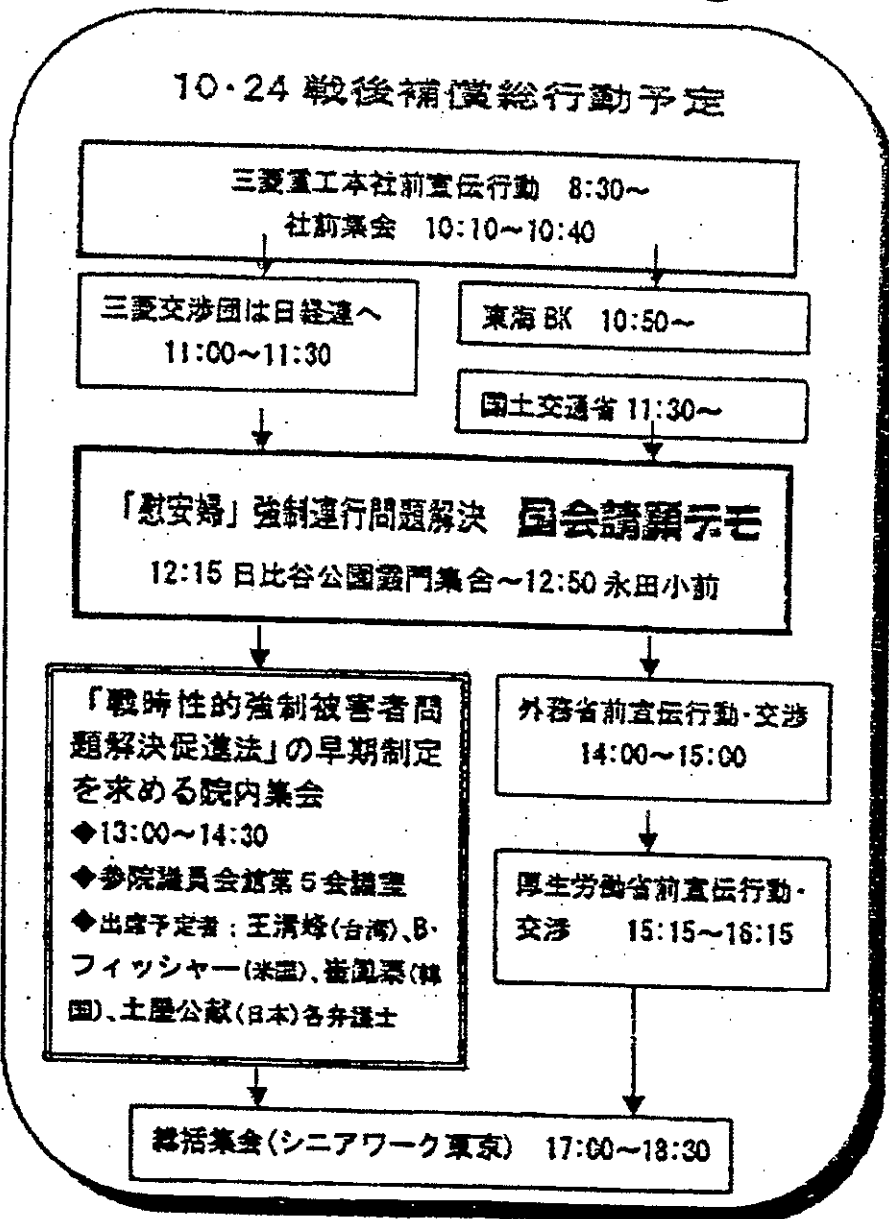
このような今こそ、日本は改めて戦後補償問題の解決を問われています。8月に国連社会権規約委員会は「慰安婦」問題の早期解決を日本に勧告しました。

ILOの専門家委員会も繰り返し日本に「慰安婦」・強制労働問題の早期解決を求めています。

「日本の名誉ある地位」は、アジアから提起される戦後補償問題を解決し、21世紀を「平和の世紀」にするために全力をあげることこそあります。平和の意思を戦後補償総行動へ！

昼休み国会請願行動に参加を！

## 10・24 戦後補償総行動予定



(呼びかけ人) 土屋公敏 (戦後処置の立法を求める法律家・有識者の会) / 藤田文 (海外ネット 21' 事務局長) / 青木繁光 (全都反共同盟議長) / 大馬孝一 (戦後補償実現市民基金代表) / 西野富美子 (中国人元「慰安婦」裁判を文書する会共同代表) / 花岡俊雄 (戦後責任を問う・国益裁判を支援する会事務局長) / 栗澄子 (在日の慰安婦裁判を支える会) / 永村誠雄 (強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク) / 有光豊 (戦後補償ネットワーク代表世話人) / 坂内穂子 (戦後補償の実現を！日韓市民連帯共同委員会共同代表)

(順不同)

連絡先 Tel : 強制連行全国ネット 045-575-194・090-2464-5184、戦後補償ネットワーク 03-3237-0217・070-5102-8994

UNITED  
NATIONS



Economic and Social  
Council

Distr.  
GENERAL

E/CN.4/SUB.2/RES/2001/20  
16 August 2001

Original: ENGLISH

**Systematic rape, sexual slavery and slavery-like practices**

**Sub-Commission on Human Rights resolution 2001/20**

*The Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights,*

*Recalling its resolution 1993/24 of 25 August 1993 and its decision 1994/109 of 19 August 1994, establishing the mandate and framework for the study on systematic rape, sexual slavery and slavery-like practices during armed conflicts, including internal armed conflict, as well as Commission on Human Rights decision 1994/103 of 4 March 1994,*

*Recalling further its resolutions 1999/16 of 26 August 1999 and 2000/13 of 17 August 2000,*

*Recalling the report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on systematic rape, sexual slavery and slavery-like practices during armed conflicts (E/CN.4/Sub.2/2000/20),*

*Recalling also, that the Rome Statute of the International Criminal Court specifically recognizes that sexual violence and sexual slavery committed in the context of either an internal or an international armed conflict may constitute crimes against humanity, war crimes and genocide falling within the jurisdiction of the Court,*

*Taking into consideration resolutions of the Commission on Human Rights on the elimination of violence against women, including resolution 2001/49 of 24 April 2001, in which the Commission emphasized the duty of Governments to refrain from engaging in violence against women and to exercise due diligence to prevent, investigate and punish acts of violence against women and to take appropriate and effective action concerning acts of violence against women and to provide access to just and effective remedies and specialized, including medical, assistance to victims,*

*Also taking into consideration the report of the Special Rapporteur on violence against women (E/CN.4/2001/73) submitted to the Commission on Human Rights, at its fifty-seventh session,*

*Mindful of its resolution 2001/1, in which it emphasizes the historic responsibility for slavery and colonialism and requests all countries concerned to take initiative which would assist, notably through debate on the basis of accurate information, in the raising of public awareness of the disastrous consequences of periods of slavery and colonialism,*

*1. Welcomes the work of the United Nations High Commissioner for Human Rights on systematic rape, sexual slavery and slavery-like practices, and takes note with appreciation of her report (E/CN.4/Sub.2/2001/29);*

2. *Deeply concerned* that systematic rape, sexual slavery and slavery-like practices are still being used to humiliate civilians and military personnel, to destroy society and diminish prospects for a peaceful resolution of conflicts and that the resulting severe physical and psychological trauma endanger not only personal recovery but post-conflict reconstruction of the whole society, as pointed out in the above-mentioned report;

3. *Recalls* that the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia and the International Criminal Tribunal for Rwanda have acknowledged in their judgements that rape and sexual enslavement constitute crimes against humanity and the crime of genocide;

4. *Once again calls upon* States to provide effective criminal penalties and compensation for unremedied violations in order to end the cycle of impunity with regard to sexual violence committed during armed conflicts;

5. *Encourages* States to promote human rights education on the issues of systematic rape, sexual slavery and slavery-like practices during armed conflicts, ensuring the accuracy of accounts of historical events, in the educational curricula;

6. *Calls upon* the High Commissioner for Human Rights to monitor the implementation of the present resolution, as well as of resolutions 2000/13 of 17 August 2000 and 1999/16 of 26 August 1999, and to submit a report to the Sub-Commission at its fifty-fourth session on the issues of systematic rape, sexual slavery and slavery-like practices during armed conflicts;

7. *Decides* to consider the issue under the same agenda item at its fifty-fourth session.

26th meeting

16 August 2001

[Adopted without a vote.]

[HOME](#) | [SITE MAP](#) | [SEARCH](#) | [INDEX](#) | [DOCUMENTS](#) | [TREATIES](#) | [MEETINGS](#) | [PRESS](#) | [STATEMENTS](#)

© Copyright 1996-2000

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights  
Geneva, Switzerland

経済的、社会的および文化的権利に関する委員会の総括所見 (concluding observations) : 日本

1. 経済的、社会的および文化的権利に関する委員会は、2001年8月21日に開かれた第42回および第43回会合において、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の実施についての日本の第2回定期報告書(E/1990/6/Add.21)を検討し、2001年8月30日に開かれた第56回会合において以下の総括所見を採択した。

A. 序

2. 委員会は、締約国の第2回定期報告書を歓迎する。当該報告書は、全体としては委員会のガイドラインに一致したものである。委員会は、規約上関連する問題についての専門家から構成された代表団との開かれたかつ建設的な対話を、また委員会が行なった質問に答えようとする前向きな姿勢を歓迎する。

B. 積極的な側面

3. 委員会は、締約国が、世界で2番目の経済規模を有する、世界でもっとも発展した国のひとつであること(UNDP[国際連合開発計画]の人間開発指数にもとづく序列で9位)、および、自国の市民の大多数を対象として経済的、社会的および文化的権利の高度な享受を達成してきたことに、留意する。

4. 委員会はまた、絶対値の面では締約国が世界で最大の援助供与国であり、GNPの0.27%を政府開発援助(ODA)に配分していること、かつその40%が規約上の権利に関連する分野に振り向けられていることにも留意する。

5. 委員会は、国際連合およびOECD[経済協力開発機構]のような国際的な場において経済的、社会的および文化的権利の促進に関する国際協力を促進するうえで締約国が果たしている重要な役割を認識する。

6. 委員会は、締約国が委員会に対する報告書の作成に非政府組織を関与させ始めていることに評価の意とともに留意する。

7. 委員会は、締約国が男女平等を促進するための措置をとろうとしており、かつ2000年には「男女共同参画基本計画」を策定したことに留意する。

8. 委員会は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(1999年)、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(2000年)、「児童虐待の防止等に関する法律」(2000年)および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(2001年)の制定により、女性および子どもを暴力からいっそう保護することを目的とした締約国の最近の措置を歓迎する。委員会はまた、裁判手続中に児童虐待および性犯罪の被害者を保護することを目的とした刑事訴訟法の改正(2001年)、および「児童の商業的性的搾取に反対する国内行動計画」の策定(2001年)も歓迎するものである。

9. 委員会は、1995年の阪神淡路大震災の被害に対応するため締約国が相当の努力を行ってきたこと、および、国、広域行政圏および地方の公的機関が迅速に対応し、膨大な人数の被災者を対象として仮設住宅および恒久住宅を建設してきたことに留意する。

C. 主要な懸念事項

10. 委員会は、規約の規定の多くが憲法に反映されているにもかかわらず、締約国が国内法において規約の規定を満足いく方法で実施していないことを懸念する。委員会はまた、規約の規定が、立法および政策立案の過程で十分に考慮されておらず、かつ立法

上もしくは行政上の提案または国会における議論でめつたに言及されないことも懸念するものである。委員会はさらに、規約のいずれの規定も直接の効力を有しないという誤った根拠により、司法決定において一般的に規約が参照されないことに懸念を表明する。締約国がこのような立場を支持し、したがって規約上の義務に違反していることはさらなる懸念の対象である。

11. 委員会は、規約第7条(d)、第8条2項ならびに第13条2項(b)および(c)に対する留保を撤回する意思を締約国が有していないことを、とくに懸念する。このような姿勢は、締約国はすでに上記条項に掲げられた権利の実現を大部分達成しているという主張にもとづくものであるが、委員会が受け取った情報は、これらの権利の全面的実現がいまなお保障されていないことを明らかにしている。

12. 委員会は、差別の禁止の原則は漸進的実現および「合理的な」または「合理的に正当化しうる」例外の対象となるという締約国の解釈に懸念を表明する。

13. 委員会は、とりわけ雇用、居住および教育の分野において、日本社会のマイノリティ集団ならびにとくに部落の人々、沖縄の人々、先住民であるアイヌの人々および韓国・朝鮮人に対する法律上および事実上の差別が根強く残っていることを懸念する。

14. 委員会はまた、とくに相続権および国籍の権利の制限との関連で、婚外子に対する法的、社会的および制度的差別が根強く残っていることも懸念する。

15. 委員会は、女性に対する差別が広く行なわれていること、および、職業上の立場および意思決定に関与する立場(代議制の政治機関、公的サービスおよび行政ならびに民間部門のいずれをも含む)に関して日本社会にいまなお事実上の男女の不平等が存在することに、懸念を表明する。

16. 委員会は、2001年に国内法が採択されたにもかかわらず、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントおよび子どもの性的搾取が根強く生じていることに懸念を表明する。

17. 委員会はまた、同一価値労働に対する賃金に関してひきつづき事実上の男女格差が存在すること、および、とくに、女性を主として事務職として雇用し、専門職に昇格する機会をほとんどまたはまったく与えないという慣行が多くの企業で根強く行なわれていることも、懸念する。このような不平等は、1997年の男女雇用機会均等法改正のような、締約国がとった立法上、行政上その他の措置にもかかわらず根強く残っているものである。

18. 委員会は、強制労働の廃止(第105号)、雇用および職業における差別(第111号)ならびに先住民および種族民(第169号)に関わるもののようないくつかの重要なILO[国際労働機関]条約を締約国が批准していないことを懸念する。

19. 委員会は、締約国が、公共部門および民間部門のいずれにおいても過度な長時間労働を容認していることに重大な懸念を表明する。

20. 委員会は、45歳以降、労働者が減給され、または場合によって十分な補償もなく解雇される危険性が高まることに懸念を表明する。

21. 委員会は、たとえ政府の必須業務に携わっていない者(教職員を含む)であっても、公共部門のすべての被雇用者およびすべての公務員のストライキが全面的に禁止されていることを懸念する。これは、人事院および人事委員会という代替的制度が用意されていても、規約第8条2項(ただし締約国は本条項に留保を付している)および結社の自由および団結権の保護に関するILO第87号条約に違反するものである。

22. 委員会は、原子力発電所で事故が生じているとの報告があること、そのような施設の安全性に関して透明性が欠けておりかつ必要な情報公開が行われていないこと、および、原子力事故の防止および対応に関して全国規模および地域規模の事前準備が行われていないことを、懸念する。

23. 委員会はまた、受給年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げるという最近の公的年金制度改革がもたらす影響も懸念する。定年年齢と公的年金受給年齢が一致しない場合、65歳前に退職しなければならない者は所得を失う可能性がある。

24. 委員会はさらに、最低年金額が定められていないこと、および、年金制度に事実上の男女格差が残っており、そのため男女の所得格差が固定化されていることを、懸念する。

25. 委員会は、とくに労働権および社会保障の権利との関係で、法律上および實際上、障害のある人々に対する差別がひきつづき存在していることに懸念とともに留意する。

26. 委員会は、主として民間の資金によって財源を得ているアジア女性基金によって戦時の「従軍慰安婦」に提供された補償金が、当事者の女性から受入れ可能な措置と見なされていないことに懸念を表明する。

27. 委員会は、阪神淡路大震災ののち兵庫県が計画および遂行した大規模な再定住プログラムにもかかわらず、もっとも大きな影響を受けた層がかならずしも十分な協議の対象とされず、その結果、ひとり暮らしの多くの高齢者が現在、個人的な注意をほとんどまたはまったく向けられないまま、まったく馴染みのない環境下で生活していることを懸念する。家族を失った人々に対しても、精神的または心理的治療がほとんどまたはまったく提供されていない模様である。再定住した60歳以上の被災者の多くは、コミュニティ・センターがなく、保健センターを利用できず、かつ外来看護を受けることができないでいる。

28. 委員会は、阪神淡路地域に住む地震の被災者の貧困層にとって、住宅再建ローンの支払いがますます困難なものとなりつつあることに懸念とともに留意する。自宅を再建できないまま、すでに負っている住宅ローンを清算するために資産売却を余儀なくされた人々も存在する。

29. 委員会は、全国に、とくに大阪・釜ヶ崎地域にホームレスの人々が多数存在することを懸念する。委員会はさらに、締約国がホームレス問題と闘うための包括的な計画を定めていないことを懸念するものである。

30. 委員会はまた、強制立退き、とりわけ仮住まい場所からのホームレスの人々の強制立退き、およびウトロ地区に長期間居住してきた人々の強制立退きについても懸念する。これとの関連で、委員会は、〔民事保全法上の〕裁判所の仮処分命令手続にもとづき、裁判所がいかなる理由も示さずに仮の立退き命令を発し、かつ当該命令がいかなる執行停止の対象ともされないという手続の簡易さをとりわけ懸念するものである。このことにより、いかなる異議申立権も意味のないものとなり、かつ仮の立退き命令が実際上は確定命令となってしまう。これは委員会が一般的意見第4号および第7号で確立した指針に違反するものである。

31. 委員会は、あらゆる段階の教育がしばしば過度に競争主義的でストレスに満ちたものとなっており、その結果、生徒の不登校、病気、さらには自殺すら生じていることを懸念する。

32. 委員会は、マイノリティの子どもにとって、自己の言語による教育および自己の文化に関する教育を公立学校で享受する可能性がきわめて限られていることに懸念を表明する。委員会はまた、朝鮮学校のようなマイノリティの学校が、たとえ国の教育カリ

キュラムを遵守している場合でも正式に認可されておらず、したがって中央政府の補助金を受けることも大学入学試験の受験資格を与えることもできないことについても、懸念するものである。

#### E. 提案および勧告

33. 委員会は、締約国に対し、規約から派生する法的義務に対する立場を再検討すること、および、一般的意見第13号および第14号を含む委員会の一般的意見で述べられているように、少なくとも中核的義務との関係では規約の規定を實際上直接適用が可能なものと解釈することを、促す。さらに、規約の規定が立法上および行政上の政策ならびに意思決定過程で考慮にいれられることを確保するため、締約国が環境影響評価[環境アセスメント]と同様の「人権影響評価」その他の措置を導入することも奨励されることである。

34. 委員会は、締約国に対し、規約第7条(d)、第8条2項ならびに第13条2項(b)および(c)への留保の撤回を検討するよう促す。

35. 委員会はまた、締約国が、規約に関する知識、意識および規約の適用を向上させるため、裁判官、検察官および弁護士を対象とした人権教育および人権研修のプログラムを改善するようにも勧告する。

36. 経済的、社会的および文化的権利を促進および保護するために締約国がとった措置は評価しながらも、委員会は、締約国に対し、ウィーン宣言および行動計画71項にしたがって、開かれた協議のプロセスを通じて包括的な国内行動計画を採択するよう促す。委員会は、締約国に対し、第3回定期報告書に国内行動計画の写しを添付し、かつ当該計画がどのように経済的、社会的および文化的権利を促進および保護しているか説明するよう要請するものである。

37. 委員会は、締約国に対し、発展途上国に国際援助を提供するためいっそうの努力を行なうこと、および、国際連合が設定し、国際的に受け入れられた対GNP比0.7%という目標を達成する期限を定めるよう促す。委員会はまた、締約国に対し、国際金融機関とくに国際通貨基金および世界銀行の加盟国として、これらの機関の政策および決定が規約締約国の義務、とりわけ国際援助および国際協力に関わる第2条1項、第11条、第15条、第22条および第23条に掲げられた義務に一致することを確保するため、可能なあらゆることを行なうようにも奨励するものである。

38. 委員会は、締約国が国内人権機関の導入を提案する意向を示したことを歓迎し、締約国に対し、1991年のパリ原則および委員会の一般的意見第10号に一致した国内人権機関を可能なかぎり早期に設置するよう促す。

39. 委員会は、締約国に対し、規約第2条2項に掲げられた差別の禁止の原則は絶対的な原則であり、客観的な基準にもとづく区別でないかぎりいかなる例外の対象ともならないという委員会の立場に留意するよう要請する。委員会は、締約国がこのような立場にしたがって差別禁止立法を強化するよう強く勧告するものである。

40. 締約国が現在、ウトロ地区に住む韓国・朝鮮人の未解決の状況に関して住民との協議を進めていることに留意しながらも、委員会は、部落の人々、沖縄の人々および先住民であるアイヌの人々を含む日本社会のあらゆるマイノリティ集団に対し、とくに雇用、居住および教育の分野で行なわれている法律上および事実上の差別と闘うため、締約国がひきつづき必要な措置をとるよう勧告する。

41. 委員会は、締約国に対し、近代社会では受け入れられない「非嫡出子」という概念を法律および慣行から取り除くこと、および、嫡外子に対するあらゆる形態の差別を解消し、かつさらに当事者の規約上の権利(第2条2項および第10条)を回復するために

緊急に立法上および行政上の措置をとることを促す。

42. 委員会は、締約国に対し、とりわけ雇用、労働条件、賃金ならびに代議制の政治機関、公的サービスおよび行政における地位の向上の分野でいっそうの男女平等を確保することを目的として、現行法をいっそう精力的に実施し、かつ適切なジェンダーの視点を備えた新法を採択するよう促す。

43. 委員会は、締約国が、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントおよび子どもの性的搾取の事案に関する詳細な情報および統計的データを提供するよう勧告する。委員会はまた、締約国が当該犯罪の加害者に対して国内法を厳格に適用しかつ効果的な制裁を実施するようにも勧告するものである。

44. 委員会は、雇用機会均等法のような現行法、ならびにILOが言及しているコース別雇用管理に関する指針のような関連の行政上その他のプログラムおよび政策をいっそう積極的に実施することにより、かつこの問題に対応するための新たな適切な措置をとることにより、同一価値労働に対する賃金の事実上の男女格差の問題に締約国がひきつづき対応するよう強く勧告する。

45. 委員会は、締約国に対し、強制労働の廃止に関するILO第105号条約、雇用および職業における差別に関する同第111号条約、および先住民および種族民に関する同第169号条約の批准を検討するよう奨励する。

46. 委員会は、公共部門および民間部門のいずれにおいても労働時間を短縮するため、締約国が必要な立法上および行政上の措置をとるよう勧告する。

47. 委員会は、締約国が、45歳以上の労働者が従前の水準の賃金および雇用安定を維持することを確保するための措置をとるよう勧告する。

48. 委員会は、ILOにならい、締約国が、必須業務に携わっていない公務員および公共部門の被雇用者がストライキを組織する権利を確保するよう勧告する。

49. 委員会は、原子力発電施設の安全性に関わる問題について透明性を向上させ、かつ関係住民に対してあらゆる必要な情報を公開することを勧告し、さらに、締約国に対し、原子力事故の防止および事故に対する早期対応のための準備計画を改善するよう促す。

50. 委員会は、公的年金制度の受給年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられることから、締約国が、65歳未満で退職する人々を対象として社会保障手当を確保するための措置をとるよう勧告する。

51. 委員会は、締約国が国の年金制度に最低年金額を組み入れるよう勧告する。委員会はさらに、年金制度において根強く残っている事実上の男女格差を可能なかぎり最大限に是正するよう勧告するものである。

52. 委員会は、締約国が、障害のある人々に対する差別的な法規定を廃止し、かつ障害のある人々に対するあらゆる種類の差別を禁止する法律を採択するよう勧告する。委員会はさらに、締約国に対し、公共部門における障害のある人々の法定雇用率の執行における進展を継続および加速させるよう促すものである。

53. 委員会は、「従軍慰安婦」を代表する団体との協議において、被害者の期待を満たすような形で補償を行なう方法および手段に関して手遅れになる前に適切な取決めを行なうよう強く勧告する。

54. 委員会は、締約国が、兵庫県に対し、とくに高齢者および障害のある人々に対する